

秩父市農業委員会 令和5年 第11回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和5年11月24日(金) 午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和5年11月24日(金) 午後2時51分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 26名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 25名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員13名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	新井 範	出席		第1 区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席			松澤 眞一	出席
3番	青野 孝司	出席		第2 区域	栗原 恒明	出席
4番	—	—			関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	出席		第3 区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	出席		第4 区域	齊藤 稔	欠席
8番	黒澤 昌治	出席			富田 典孝	出席
9番	○新田 恭一	出席		第5 区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	出席	●		新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席			岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	出席	●		高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席		第6 区域	木村 誠司	出席
					木村 雄一	出席

◎印 農業委員会長      ○印 会長職務代理者      ●印 議事録署名人

#### 4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)

議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について (3件)

議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について (4件)

議案第53号 農地法第5条の規定による許可後の  
計画変更申請について (1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

#### 5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	江田直人		主幹	小川英孝	書記
参与	宮前房男		主任	川上僚太	書記
主幹	千島修		主査	笠原信之	
主事補	見澤俊亮				

## 6 会議の概要

### 日程第1 開会・開議

**議長（横田 友会長）** ただいまから、秩父市農業委員会 令和5年第11回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

### 日程第2 議事日程の報告

**議長（横田 友会長）** まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

### 日程第3 総会成立の報告

**議長（横田 友会長）** はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

**江田事務局長** 本日の出席は、農業委員は、12名中12名、農地利用最適化推進委員は、14名中13名です。

**議長（横田 友会長）** 事務局より報告がありましたとおり、農業委員全員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

### 日程第4 議事録署名委員の指名

**議長（横田 友会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（横田 友会長）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

10番 芦田 希美 委員 及び 12番 井原 愛子 委員、以上、お二人をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

### 日程第5 諸報告

**議長（横田 友会長）** 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をいたさせます。

**江田事務局長** 本日付け、報告文書をご覧ください。

1 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願いについてです。

まず番号1について、住宅用地として譲受人の自己用住宅を建設する計画で、令和●年●月の総会において、農地法5条の規定による許可についてご審議いただきましたが、県の補正手続きの際、許可要件を再検討する必要が生じたため、取下願いが提出されたものでございます。

次に、番号2は、宅地分譲を行う計画で、(令和●年)●月の総会において農地法5条の規定による許可についてご審議いただきましたが、一体利用予定の畦畔の売払い手続きについて、申請者間で再検討が必要となったため、取下願いが提出されたものでございます。

2 通知書の受理について 番号1 農地法第18条第6項の規定による合意解約に伴う通知書については、自家利用のための合意解約とのことでございます。

以上でございます。

#### 日程第6 審議議案の報告

**議長（横田 友会長）** 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

**江田事務局長** 議案を報告する前に、議案書の訂正、3か所をお願いいたします。

まず、2ページ議案第51号番号1の申請事由に「(追認：平成●年～)」と追記をお願いいたします。

次にその右②担当農業委員を「8番 黒沢昌治」委員に変更をお願いします。

最後に4ページ議案第52号番号3譲渡人の欄「●●●●」さんのお名前の、●●を「●」ではなく「●」に変更をお願いします。

以上お手数ですがよろしくをお願いいたします。

それでは、令和5年 第11回 定例総会において ご審議いただきます議案について申し上げます。

議案第50号	農地法第3条の規定による許可申請について	が	2件
議案第51号	農地法第4条の規定による許可申請について	が	3件
議案第52号	農地法第5条の規定による許可申請について	が	4件
議案第53号	農地法第5条の規定による許可後の 計画変更申請について	が	1件

以上でございます。 よろしくをお願いいたします。

#### 日程第7 議案審議

議案第50号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)

**議長（横田 友会長）** 次に、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（宮前参与）** 議案書1ページをお開きください。

私からは、番号1について、説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 字 ●●● 畑 ●●●㎡で ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●の南●●● m付近に位置し、昭和●●年贈与により取得した土地です。

譲受人は、申請地に近接した徒歩1分の土地に居住しております。

農作業経験は●●年ありますが所有権等を有する農地は無く、ご夫婦での新規就農を予定しています。

作付計画では、ナス、ジャガイモ、キュウリ・枝豆を栽培する計画です。

耕うん機●台所有し、就農は可能であると見受けられます。

現地を確認したところ、果樹が植えられている土地で、譲受人は野菜栽培のため農地改良を考えております。

説明は以上です。

**事務局（小川主幹）** 番号2について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、秩父市●● 字 ●● ●●●●番● 畑 1筆 ●, ●●●㎡で、平成●●年に

相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●から東に約●●●●m離れた場所に位置しています。

譲受人は申請地の近くに居住しており、申請地に隣接する土地で柿を栽培しております。

申請地には栗、柿、トウモロコシ、ナスの作付けを計画しております。

農作業歴は●●年で、農作業の従事者は申請者とその父親の●名です。農機具としてはトラクター、軽自動車を保有しております。

一方、譲渡人は遠方に住んでおり、畑の耕作ができない状況です。

現地を確認しましたところ、申請地は不耕作地でございました。

説明は以上です。

**議長（横田 友会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**1番 新井 範委員** 1番 新井です。番号1について意見を申し上げます。

先日事務局の宮前参与と今井推進委員と現地を確認しました。

ここは●●の●●●●●●●●●●のすぐ隣で県道に面してるところで、ちょっと畑に向くのかなとも思いましたが、一応果樹が植えてあり、農地改良の計画もあるとのことでした。

譲受人はすぐ近くに住んでおり、耕作経験もあるとのことですので、お認めいただければと思います。

ご審議をよろしくお願いいたします。

**1区 今井 和美推進委員** 1区の今井です。

申請地は道路に面してとても日当たりのよいところでした。農機具も所有しており、土の入れ替えも予定しているとのことですので、特に問題ないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**12番 井原 愛子委員** 12番 井原です。番号2について説明いたします。

概要は事務局説明のとおりで、先日推進委員と事務局とで現地を確認しました。

現況は保安全管理状態でしたが、農地改良は必要ではないかと思われました。大型の機具等をお持ちとのこと農作業歴もあり、別段問題ないと判断いたしました。

ご審議よろしくお願いいたします。

**3区 田口 徳行推進委員** 3区の田口です。

先日事務局と井原委員と現地を確認いたしました。

申請者は●●をやられていますが耕作歴があり、息子さんが農業にも興味があるという事です。

今回所有している畑の隣を購入し併せて有効利用したいとのことでした。

譲渡人は●●に住んでおり、なかなか管理できないとのことやむを得ないのではないかと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（横田 友会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（横田 友会長）** 質疑、意見等ございますか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（横田 友会長）** それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第50号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（横田 友会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

議案第51号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (3件)

**議長(横田 友会長)** 次に、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

まず番号1につきましては、申請者と11番富田委員が親戚関係とのことで、議事参与の案件となりますので、富田委員におかれましては退席をお願いいたします。

では、事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局(川上主任)** 私からは番号1について説明します。議案書2ページをご覧ください。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は●●字●●畑1筆●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。一体利用地の面積は、●●●.●●㎡で、申請地との合計面積は、●●●.●●㎡です。案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●●●●●から北東に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、土地改良等の施行に係る区域内の農地として第1種農地と判断しました。

転用目的は農家住宅の敷地拡張です。

申請事由ですが、申請者は平成●年頃、隣接地に自宅を建築する際、農地法の手続きを経ず、自宅の一体利用地として申請地を造成しました。この度、違反状態の是正を行いたいとして、始末書添付の上で申請されました。

なお、当該申請地については、農業振興地域の農用地でしたが、除外手続きを行い、令和●年●月●日付で手続きが完了しています。また、土地改良区の農地転用について、土地改良区大田営農からの意見書が添付されています。

資金計画も整っており、隣接地に地主の承諾が必要となる農地はありません。

現地を確認しましたところ、宅地の一部として利用されていました。

**議長(横田 友会長)** 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

**8番 黒沢 昌治委員** 8番 黒沢です。番号1について説明いたします。

概要は事務局からの説明のとおりです。

申請地は農振地域の農用地でしたが除外の手続きが住んでおり、面積は●●●㎡でした。

現地は碎石が敷き均してあり、単管パイプでできた倉庫が●棟、トラクター●台が入っていました。その他プレハブハウスが●棟がありました。

両親が●●●m程離れた場所に住んでおりますが、その場所にある鉄骨で作られた倉庫●棟を申請地に移設したいとのことであります。

土地改良区内ということで●●●●からの意見書、また始末書も添付されているとのことです。

隣接農地についてはすべて申請者所有の農地でした。

住宅、ガレージが●棟を確認しました。

以上となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

**議長(横田 友会長)** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（横田 友会長） 質疑 または 意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第5 1 号番号1について 賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 賛成多数であります。よって、議案第5 1 号番号1についてはそのように決しました。

富田委員におかれましては、席にお戻りいただくようお願いいたします。

次に、議案第5 1 号「農地法第4条の規定による許可申請について」番号2と3を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号2について説明します。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●● 字 ●● 畑 1筆 ●●●㎡のうち●●●. ●●㎡で平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●●●●●から西に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅の建設です。

申請事由について説明します。現在、申請者は当該申請地付近の農家住宅に居住しております。この度、申請者の娘が結婚を機に申請者が居住する農家住宅へ移住し、農業後継者として一緒に農業を行う運びとなりました。しかし、資金の問題から娘夫婦が家を建てることができなため、現在居住している農家住宅を娘夫婦に譲り、申請者が当該申請地へ自己用住宅を建築したいとして、この度申請されました。

なお、申請者が居住する農家住宅の敷地の一部は、農地転用の手続きを行っていない違反転用の状態でしたが、令和●年●月に農地転用申請の手続きを行い、同年●月に許可が交付され、違反状態は解消されています。

資金計画も整っており、隣接に承諾が必要となる農地はありません。

進入路部分には消火栓の看板と馬頭尊が設置されていますが、これらの設置物に関しては移設を行わず残地する予定です。

現地を確認しましたところ不耕作状態でした。説明は以上です。

事務局（小川主幹） 番号3について説明いたします。

申請者、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●● 字 ●●● 畑 2筆の内 ●●●㎡で、令和●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●の北側約●●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種

農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅敷地及び進入路でございます。隣接する宅地山林と合わせて一体利用しています。

申請事由ですが、申請人は隣接地に居住しておりますが、新たに車庫を建築する計画があり、土地の調査をしたところ、昭和●●年頃から農地の一部を住宅敷地、進入路として使っていることが、判明したため、始末書添付の上、今回の申請に至りました。

現地を確認しましたところ、申請通り住宅の敷地と進入路になっておりました。

説明は以上です。

**議長（横田 友会長）** 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

**11番 富田 博明委員** 11番 富田です。番号2について説明します。

先日事務局の川上主任とともに現地を確認しました。

申請者が現在住んでいる古い住宅を娘夫婦に譲り、新たに自己用住宅を隣接地に建築することです。

申請地は細長い形をしていて、道路からの進入付近は消火栓の看板と馬頭尊があり、●mちょっとしかないが建築には問題ないとのこと。

住宅は奥の広いところに建てるとのことです問題ないと思いますが、出入口の狭さが気になる場所です。

ご審議よろしく申し上げます。

**9番 新田 恭一委員** 9番 新田です。番号3について意見を申し上げます。

先ほどの事務局説明のとおりですが、昭和●●年ころに外便所、倉庫、それから平成●年ころに車庫を建設し、進入路も以前から使っていたとのこと。

今回車庫を新しくしたい、●つある車庫を●つにしたいとのこと話を進めたところ、申請地が農地のままであることが分かり申請をされました。

建物を壊す、あるいは進入路を使わないという訳にもいきませんので、やむを得ないのではと思います。

ご審議よろしく申し上げます。

**議長（横田 友会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**3区 小久保 健司推進委員** 3区の小久保です。

番号3ですが、進入路は今までもあって使っていたということですよ。拡張するという事ですか。

**事務局（小川主幹）** 今回特に手を入れることは無く、追認としての申請となります。

**3区 小久保 健司推進委員** 分かりました。

**議長（横田 友会長）** 他に質疑 または 意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（横田 友会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第51号番号2及び番号3について 賛成をする諸君の挙手を求め





以上のことから、工場に近接した申請地●か所で●●台の駐車場を計画しています。  
計画図、資金計画等も整っており、隣接農地の承諾を得ておりますので問題は無いと考えます。

現地を確認したところ、保全管理状態の農地でした。

**事務局（小川主幹）** 番号3につきまして説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●● 字 ●● 畑 2筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●の東側約●●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請事由につきまして、譲受人は、賃貸住宅に居住しておりますが、手狭になってきたため、遠戚の親戚である譲渡人から土地を譲り受けて家を建てたいと申請されました。

現地は、不耕作地でしたが保全管理されておりました。

説明は以上です。

**事務局（見澤主事補）** 私からは番号4について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●●●● 字 ●● 畑1筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続で取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●から北東へ約●●●m付近に位置しています。

立地の基準としましては、●●●●●●から●●●m以内にある農地として、第3種農地と判断いたしました。

本申請地は令和●年●月●日付で農振農用地からの除外の決定を受けています。

転用目的は、自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は県営住宅に居住していましたが、子どももいるため何かと手狭になり、また、実家の隣に住宅を建築し高齢の両親の面倒をみるため、この度申請されました。

また、申請地には、農振除外で現地を確認した際に小屋が設置されており、そのことに対する始末書も添付されております。

資金計画は整っております。

現況を確認しましたところ、小屋は撤去されており更地になっていました。

**議長（横田 友会長）** 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

**1番 新井 範委員** 1番 新井です。番号1と2について意見を申し上げます。

まず番号1についてですが、譲渡人と譲受人は親戚関係とのことで、先代の代から農地法の手続きをしないまま住宅を建てたりしておりました。

今回隣接地にアパートを建設することとなり、違反状態が発覚したため是正したいとのこと

で申請に至ったようでございます。

現在建設作業が進んでおりますが、申請地の踏切側がアパートの駐車場の出入口となるようで、杭等が打ってあり測量もしてあるようでした。

やむを得ない案件と考えます。

番号2ですが、事務局説明のとおりで、現地も確認いたしました。

工場奥に従業員用の駐車場があるのですが、大型車両が頻繁に出入りしてしまっていて、事故の危険もあり問題だとのことで工場手前に駐車場を作り直したいとの申請です。

申請地は荒川に近くガラ石も多くみられ、農地としてあまり向いていないようにも見受けました。

やむを得ないと考えます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

**12番 井原 愛子委員** 12番 井原です。番号3について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

先日現地を確認したところ保全管理の状態でした。

譲受人が現在手狭な住居とのことで、なかなか自力での土地取得が難しいところ、遠縁にあたる譲渡人から土地を譲り受けることとなり、今回の申請となりました。

やむを得ない事案と判断しました。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

**13番 新井 一雄委員** 13番 新井です。番号4について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

現在、●●の県営住宅に住んでいる譲受人が、すぐ隣に住む譲渡人である父親の土地を譲り受けて自己用住宅を建築する目的で申請をされたとのことで、何ら問題ないと思います。

以上です。

**議長（横田 友会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（「異議なし」の声あり）

**議長（横田 友会長）** 質疑等無しと認めます。以上で質疑を終結いたします。

それでは議案第52号につきまして、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（横田 友会長）** 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第53号上程 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について （1件）

**議長（横田 友会長）** 次に、議案第53号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（小川主幹）** 番号1につきまして説明いたします。

承継者、当初事業計画者、土地の所在、内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●● 字 ●● 畑 1筆 ●●●m<sup>2</sup>です。

申請地は、●●●●●●●●●●の南西側約●●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

本件については、事業者と目的が変わったという内容の、変更申請になっております。

その経緯でございますが、承継者は、当時、●●●に資材置場があり、建築資材や現場用プレハブをおいてありましたが、秩父市の本店近くに引き上げて、事業の効率化を図りたいと考えておりました。

その一方、当初事業計画者は、申請地に建売住宅●棟を計画して、平成●●年●●月●●日に農地法の許可を受けて、敷地の整地、3区画の分筆、給排水工事を進めておりました。

その後、承継者は、本店の隣の土地が売り出されることを知り、資材置場として譲ってほしいと当初事業計画者に申し入れ、売買により所有権移転をいたしました。

現地は申請通り、資材置場として利用されておりました。

なお、本来の許可条件と違うことになって申し訳ないという趣旨の始末書と経緯書が添付されております。

以上です。

**議長（横田 友会長）** 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

**3番 青野 孝司委員** 3番 青野です。番号1について意見を申し上げます。

概要は事務局からの説明のとおりです。

現地を確認したところ、当該申請地は承継者の資材置き場としてすでに使用されておりました。

追認案件であり、始末書も添付されております。

また、当該申請地に隣接する資材置き場の拡張という状況も考慮すると、やむを得ない案件と思われまます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

**議長（横田 友会長）** ありがとうございます。以上が担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（横田 友会長）** それでは質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第53号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（横田 友会長）** 賛成多数であります。よって、本案は、そのように決しました。

日程第8 閉議・閉会

**議長（横田 友会長）** 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもちまして秩父市農業委員会 令和5年第11回定例総会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。